

NEWS LETTER



発足10周年記念イベントが開催されました。

令和4年3月8日(火)、J:COM中央区民センターにて、記念イベントが開催されました。泉井亮太支部長の開会のあいさつの後、来賓の大阪府行政書士会西村誠会長、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター野田昌利理事長が挨拶され、その後、記念講演となりました。大阪家庭裁判所主任書記官の講演では、成年後見の現状が説明されるとともに、日ごろのコスモスおおさかの成年後見に対する取り組みを高く評価していただきました。地域社会の安定的な発展に寄与すべく、地域の行政職や福祉専門職の方々と共に悩み、共に活動する専門職集団としてこれからも鋭意活動を展開して皆様から期待される団体を目指し努力を続けてまいります。

教えて！

さぼ太くん

Q 成年後見人は葬儀などの死後の手続きをおこなってくれるのですか？

A 本人が死亡すると、後見は終了します。したがって、原則として、成年後見人は葬儀などの死後の手続きを行う権限はありません。

ただ、実際には成年後見人は、本人の死亡後も一定の事務を行うことが期待されることがあります。そこで、平成28年の法改正により、次の①～③の行為については、必要があるときは、「相続人の意思に反することが明らかなとき」を除き、相続人が相続財産を管理することができるまで行うことができることとされました(民法第873条の2)。

①個々の相続財産の保存に必要な行為

(例)相続財産に雨漏りがある場合にそれを修繕する行為

②弁済期が到来した債務の弁済

(例)医療費、入院費及び公共料金等の支払

③その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為(①②に当たる行為を除く。)

なお、③の行為をするためには、家庭裁判所の許可が必要です。

(例)

・遺体の火葬に関する契約の締結

・債務を弁済するための預貯金(成年被後見人名義口座)の払戻し

以上のように成年後見人が、一定の範囲で死後事務を行うことができることとされ、その要件が明確にされました。



コスモスおおさか
公式キャラクター

さぼ太くん

これに対し、任意後見の場合は、任意後見契約とは別に、死後の事務について契約することができます。死後事務委任契約の中で、死後の手続きに関する希望や誰に何を任せかを決めておくことで、葬儀・火葬・納骨等のこと、医療費の支払いや、施設の退去手続きのこと等について、死後の手続きを対応してもらうことが可能です。

コスモスおおさかでは、成年後見制度を一人でも多くの方に知っていただけるよう、セミナーの講師派遣や、制度をわかりやすく説明した寸劇の開催などを積極的に行っています。また、相談会を実施したり、成年後見人の養成・指導、後見人候補者の推薦も行っています。



<Zoom無料相談会のお知らせ>

このたびコスモスおおさかでは、成年後見に関する無料相談会をZoomを使用して実施することいたしました(成年後見およびそれに関連する遺言・相続・死後事務に関する相談も可能です。)

相談を希望する方は、下記日時から3つ(第1希望～第3希望まで)を記入の上、受付アドレスまでお送りください。メール送信から2日以内に相談日時などを通知させていただきます。

なお、2日経過して通知が来ない場合は、当支部でメールを受信できていない可能性があります。その場合には、お手数ですがコスモスおおさかまでお問い合わせください。

なお、ご相談者が多数の場合、掲載日時以外でご相談をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| ① 4月26日(火)14時～ | ② 4月26日(火)15時～ | ③ 4月26日(火)16時～ |
| ④ 4月27日(水)14時～ | ⑤ 4月27日(水)15時～ | ⑥ 4月27日(水)16時～ |
| ⑦ 5月 2日(月)13時～ | ⑧ 5月 2日(月)14時～ | ⑨ 5月 2日(月)15時～ |
| ⑩ 5月10日(火)14時～ | ⑪ 5月10日(火)15時～ | ⑫ 5月10日(火)16時～ |
| ⑬ 5月13日(金)14時～ | ⑭ 5月13日(金)15時～ | ⑮ 5月13日(金)16時～ |
| ⑯ 5月17日(火)14時～ | ⑰ 5月17日(火)15時～ | ⑱ 5月17日(火)16時～ |
| ⑲ 5月19日(木)10時～ | ⑳ 5月19日(木)11時～ | ㉑ 5月19日(木)13時～ |
| ㉒ 5月24日(火)14時～ | ㉓ 5月24日(火)15時～ | ㉔ 5月24日(火)16時～ |

メール送信先 cosmos.osaka0801@gmail.com

事業所名・希望日時(3つ)を記載の上、上記メールにお送りください。

成年後見制度についてのご相談、お問い合わせは

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部
大阪市中央区南新町1丁目3番7号 大阪府行政書士会館内
<http://cosmos-osaka.com/>

TEL:06-6943-7517

*コスモス会員が不在の場合は、事務担当者が電話に出ますので、ご用件と連絡先をお願いします。のちほどコスモス会員から連絡させていただきます。



一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター